

函館市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月11日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第4号

函館市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例

函館市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例（令和元年函館市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「定めるパートタイム会計年度任用職員」の後ろに「（1週間ごとの勤務日（次条第1項各号列記以外の部分に規定する正規の勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。）の日数が5日であるものに限る。）」を加え、同条第5項中「前3項」を「第2項および前項（第4項（第3項においてその例による場合を含む。）においてその例による場合を含む。）」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「162.75」を「，7.75に基準勤務日数（当該年度の日数から、函館市の休日を定める条例（平成3年函館市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日の日数を差し引いた日数をいう。）を乗じて得た数を12で除して得た数」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「基準月額を21で除して得た」を「次項の規定の例により算出した」に、「を7.75で除して得た数」を「（当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務を要しない日以外の日（任命権者が定める休日を除く。）において定められた勤務時間に係るものに限る。第19条第1項第2号において同じ。）」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の後に次の1項を加える。

3 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員（1週間ごとの勤務日の日数が5日であるもの以外のものに限る。）の報酬の額は、次項の規定の例により算出した額に当該年度の勤務日（任命権者が定める休日を除く。第19条第1項第1号イにおいて同じ。）の日数を乗じて得た数を当該年度における任期の月数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

第19条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 月額で報酬を定める場合 次のアまたはイに掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれアまたはイに定める額
- ア 第11条第2項に規定するパートタイム会計年度任用職員 同項の規定により計算して得た報酬の月額に12を乗じ、その額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから当該年度の任命権者が定める休日（その日が日曜日または土曜日に当たる日を除く。）の日数に当該1週間当たりの勤務時間を5で除した時間を乗じた時間を減じたもので除して得た額
- イ 第11条第3項に規定するパートタイム会計年度任用職員 同項の規定により計算して得た報酬の月額に当該年度における任期の月数を乗じ、その額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間（当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務を要しない日以外の日（任命権者が定める休日を除く。）において定められた勤務時間に係るものに限る。）に当該年度の勤務日の日数を乗じて得た数で除して得た額

第19条第1項第2号中「第11条第3項」を「第11条第4項」に改め、同項第3号中「第11条第4項」を「第11条第5項」に改め、同条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 月額で報酬を定める場合 次のアまたはイに掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれアまたはイに定める額
- ア 第11条第2項に規定するパートタイム会計年度任用職員 同

項の規定により計算して得た報酬の月額に 12 を乗じ、その額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額

イ 第 11 条第 3 項に規定するパートタイム会計年度任用職員 前項第 1 号イの規定により計算して得た額

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。